品川区保養施設の利用に係る区民宿泊料金補助金交付要綱

制定　平成２４年３月２７日区長決定
要綱第　６７号
改正　平成２５年２月１９日要綱第　　９号
改正　平成２６年３月　５日要綱第　１８号
改正　平成２７年３月２７日要綱第２１６号
改正　平成２９年２月２８日要綱第　１５号
改正　平成３１年４月　１日要綱第２２５号
改正　　令和３年５月３１日部長決定
要綱第１６６号
改正　　令和４年３月　８日要綱第１０５号
改正　　令和５年２月　９日要綱第　１３号
改正　　令和８年８月２１日要綱第２３８号

（趣旨）

第１条　この要綱は、区民の健康増進および保養を図るため、区が民間事業者と使用貸借契約を締結して貸し付ける保養施設を区民が利用する場合において、宿泊料金の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　運営事業者　区と施設の使用貸借契約を締結し、当該施設を保養施設として運営する民間事業者をいう。

⑵　保養施設　区が運営事業者と使用貸借契約を締結して貸し付ける宿泊施設で、別表第１に掲げるものをいう。

⑶　区民　次号から第１０号までに掲げる者をいう。

⑷　一般区民　品川区内に住所を有する者、品川区内に所在地を有する事業所に勤務する者および品川区内に所在地を有する学校に通学する者であって、小学校就学前の子ども（以下「乳幼児」という。）および次号から第１０号までに掲げる者以外のものをいう。なお、学校とは学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条の規定による学校とする。

⑸　高齢者　品川区内に住所を有する満７０歳以上の者をいう。

⑹　障害者・障害児　品川区内に住所を有し、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）の規定による身体障害者手帳、東京都知事が知的障害者（児）に発行する愛の手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）の規定による精神障害者保健福祉手帳および戦傷病者特別援護法（昭和３８年法律第１６８号）の規定による戦傷病者手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）のいずれかを所持する者であって、別に定めるものをいう。

⑺　障害者介護者　障害者・障害児と宿泊する介護者であって、別に定めるものをいう。
⑻　高齢者介護者　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による要介護状態にある者を現に介護する品川区内に住所を有する家族をいう。ただし、補助金の交付対象となる高齢者介護者は、要介護者１人につき２人を限度とする。
⑼　乳幼児保護者　品川区内に住所を有し、乳幼児を現に養育する父母または養父母であって、乳幼児と宿泊する者をいう。ただし、補助金の交付対象となる乳幼児保護者は２人を限度とする。
⑽　子ども　品川区内に住所を有し、小学校に在学する者をいう。
⑾　証明書類等　区民であることが確認できる書類で、運転免許証、旅券その他の官公署が発行した免許証、許可証または身分証明書、マイナンバーカードまたは資格確認書、社員証、学生証、身体障害者手帳、介護保険被保険者証等をいう。
⑿　宿泊料金　区民が保養施設に宿泊する場合に適用する区との協議に基づき運営事業者が設定した料金で、別表第２に掲げるものをいう。ただし、運営事業者は、区と協議のうえ、別表２に掲げる額以内で、区民が保養施設に宿泊する場合の料金を別に定めることができる。

（宿泊料金の補助）

第３条　区長は、区民が保養施設に宿泊する場合において、宿泊料金の一部を補助金として交付する。

２　前項の補助金の額は、１人１泊当たりの額とし、別表第３に定める。

（補助金の交付対象者）

第４条　補助金の交付対象者は、保養施設に宿泊する日（以下「宿泊日」という。）に区民である者とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、宿泊日に証明書類等の写しを運営事業者に提出し、または証明書類等を提示したうえで、所定の宿泊者名簿に必要事項を記入し、申請を行うものとする。

２　運営事業者は、前項の規定による証明書類等の写しの提出等があった場合は、前項の申請を行う者（以下「申請者」という。）が区民であることを確認するとともに、確認に係る証明書類等の名称を宿泊者名簿に記入し、または証明書類等の写しを添付するものとする。

３　運営事業者は、申請者から委任を受けた補助金の交付申請について、第１号様式により月毎に取りまとめ、翌月の１５日までに前項に規定する宿泊者名簿および所定の報告書とともに区長に提出するものとする。

（宿泊料金の徴収）

第６条　運営事業者は、前条の規定により、申請者が区民であることを確認し、かつ、申請者が運営事業者に対して補助金の交付申請と代理受領を委任したときは、別表第４に定める額を申請者から徴収する。

（補助金の交付決定）

第７条　区長は、第５条第３項の規定により運営事業者から提出された補助金の交付申請、宿泊者名簿および報告書等の内容を審査し、補助金交付の可否およびその額を決定して、

第２号様式により運営事業者に通知する。

（補助金の請求）

第８条　運営事業者は、前条の規定による補助金の交付決定通知を受領後、前条の規定により決定された額の補助金を区長に請求するものとする。

（補助金の交付）

第９条　区長は、前条の請求があった日から３０日以内に運営事業者に当該月分の補助金を交付する。

（補助金の決定の取消しおよび返還）

第１０条　区長は、区民または運営事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部または一部の交付の決定を取り消すことができる。

２　区長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を定めて当該補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

３　区民または運営事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられた場合は、当該補助金を受け取った日から納付する日までの日数に応じ、当該補助金の額に年１０．９５パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、保養施設の利用に係る区民宿泊料金の補助金の交付に関し必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付　則

この要綱は、平成２４年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、平成２５年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、平成２６年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、平成２７年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、平成２９年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、令和３年６月１日から適用する。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、令和５年１０月１日から適用する。

付　則

この要綱は、令和８年９月１日から適用する。

別表第１（第２条関係）

名称	所在地
品川荘	静岡県伊東市広野一丁目３番１７号

別表第２（第２条関係）

（令和８年９月１日から令和８年１２月３１日まで）

区分		利用人数（１室当たり）	宿泊料金（１人１泊当たり）		
			平日・休日	休前日	繁忙期
品川荘	大　人	２人以上	１１，０００円	１１，５００円	１２，５００円
		１人	１３，２００円	１３，７００円	１４，７００円
	子ども		８，０００円	８，０００円	８，０００円

（令和９年１月１日から令和１０年３月３１日まで）

区分		利用人数（１室当たり）	宿泊料金（１人１泊当たり）		
			平日・休日	休前日	繁忙期
品川荘	大　人	２人以上	１２，０００円	１２，５００円	１３，０００円
		１人	１５，３００円	１５，８００円	１６，３００円
	子ども		９，０００円	９，０００円	９，０００円

別表第３（第３条関係）

名称	補助金（１人１泊当たり）			
	一般区民	高齢者 障害者 障害者介護者 高齢者介護者 乳幼児保護者	子ども	障害児
品川荘	４，０００円	５，０００円	２，８００円	３，８００円

別表第４（第６条関係）

（令和８年９月１日から令和８年１２月３１日まで）

区分		利用人数（１室当たり）	＜一般区民＞　宿泊料金（１人１泊当たり）		
			平日・休日	休前日	繁忙期
品川荘	大　人	２人以上	６，５００円	７，０００円	８，０００円
		１人	８，７００円	９，２００円	１０，２００円
	子ども		５，０００円	５，０００円	５，０００円

（令和９年１月１日から令和１０年３月３１日まで）

区分		利用人数（１室当たり）	＜一般区民＞　宿泊料金（１人１泊当たり）		
			平日・休日	休前日	繁忙期
品川荘	大　人	２人以上	７，０００円	７，５００円	８，５００円
		１人	１０，３００円	１０，８００円	１１，８００円
	子ども		５，５００円	５，５００円	５，５００円

備考（別表第２・別表第４共通）

１　宿泊料金には、消費税額を含む。

２　１室当たりの利用人数は、子どもおよび乳幼児についても１人として人数を計算する。

３　繁忙期とは、別に地域振興部長が定める日とする。

４　第２条第１２号ただし書の規定による宿泊の料金（以下「別料金」という。）がある場合にあっては、別表第４の規定にかかわらず、運営事業者は、別料金の額から、別表第３の補助金の額を除して得た額の料金を申請者から徴収するものとする。

５　第２条第５号から第９号までに掲げる者の宿泊料金については、別表第４の宿泊料金からそれぞれ１，０００円を減額した額とする。

６　本表のほか宿泊料金の詳細については、別に区と運営事業者が締結する協定書にて定める。